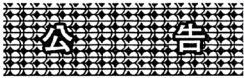


39,822	39,593
20,476	20,370
8,098	8,041
27,104	26,955
6,311	6,271
22,239	22,104
6,983	6,906
8,385	8,319

選挙管理委員会



公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第 3 項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。
令和 7 年 9 月 16 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
南佐久南部漁業協同組合 上小漁業協同組合 北信漁業協同組合 奈良井川漁業協同組合 波田漁業協同組合 犀川殖産漁業協同組合 天竜川漁業協同組合 木曽川漁業協同組合	南佐久郡小海町大字豊里756－11 上田市常田 1－2－16 上水内郡飯綱町大字牟礼936－2 塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原71－599 松本市波田10098 長野市信州新町新町34－8 伊那市狐島4445 木曽郡木曽町福島4935－1	内共第 1 号 内共第 1 号 内共第 2 号、内共第18号 内共第 4 号 内共第 4 号 内共第 4 号 内共第 6 号 内共第 7 号

2 変更の内容

(1) 南佐久南部漁業協同組合

第 7 条第 1 項第 1 号の表中「 8,400円 」を「 10,000 」に改める。

(2) 上小漁業協同組合

第 3 条の表中「(友釣りに限る)」を削る。
第 4 条第 1 項の表中「期間内」を「期間。ただし、友釣り以外の漁法は、別に組合が定めて公表する区域及び期間」に改める。

第 7 条第 1 項第 1 号の表中「 2,200円 13,000円 1,300円 6,500円 」を「 2,500円 14,000円 2,000円 9,000円 」に改め、同項第 2 号の表中「小学生」を「中学生」に改

め、「中学生及び」を削り、「 無料 」を「 前号に規定する額の 2 分の 1 相当額 」に改める。

(3) 北信漁業協同組合

ア 内共第2号

第7条第1項第1号の表中「1,400円」を「1,500円」に、「1,200円」を「1,500円」に改める。

イ 内共第18号

第6条第1項第1号の表中「1,200円」を「1,500円」に改める。

(4) 奈良井川漁業協同組合

第7条第1項第1号の表を次のように改める。

魚 種	承認期間	遊 漁 料
あゆ・あゆ以外の魚種	1 日	1,000円
	1 年	7,000円

(5) 波田漁業協同組合

第11条第1項中「ある」を「できる」に改める。

(6) 犀川殖産漁業協同組合

第2条第2項中「又は投網」を削り、「口頭で」を「口頭又はオンラインサービスによる方法により」に改め、同条第4項中「の遊漁料」を「に規定する遊漁料」に、「の方法」を「又は第3項の方法」に改める。

第8条第1項第2号中「下欄」を「右欄」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

第8条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

第9条第1項中「遊漁承認証（）」の次に「オンラインサービスにより発行されるものを含む。」を加える。

(7) 天竜川漁業協同組合

第3条の見出し中「漁法」の次に「及び漁場」を加え、同条第5項中「漁業の」を「の遊漁が」に、「次の河川」を「天竜川本流のみ」に改め、同項各号を削り、同条に次の2項を加える。

7 釣り大会のため、漁場の一部の遊漁を一定期間制限することがある。ただし、この場合には、公示するものとする。

8 前項の公示は、この組合の掲示板に記載してするものとする。

第11条を第12条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（子ども釣り専用区域）

第6条 次の表のア欄の区域においては、中学生以下の者がイ欄の魚種、ウ欄の漁具、漁法を用いて、エ欄の期間に遊漁する場合を除き遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 魚種	ウ 漁具、漁法	エ 期間
伊那市長谷黒河内の黒川 第21号帯工から上流の第5号床固工までの区域	全魚種	竿釣り（餌釣り、擬似餌釣り（ルアー、フライ、毛ばり））、徒手採捕	1月1日から12月31日まで。 ただし、あまご、いわな、にじますの遊漁は2月16日から9月30日まで。
駒ヶ根市赤穂の鼠川 赤穂橋から上流の勇進橋までの区域	全魚種	竿釣り（餌釣り、擬似餌釣り（ルアー、フライ、毛ばり））、徒手採捕	1月1日から12月31日まで。 ただし、あまご、いわな、にじますの遊漁は2月16日から9月30日まで。

(8) 木曽川漁業協同組合

第2条第2項中「竿釣による遊漁の場合には口頭で」を「口頭又はオンラインサービスによる方法により」に改め、同条第4項中「遊漁者」の次に「（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）」を加え、「の遊漁料」を「に規定する遊漁料」に改める。

第8条第2項中「は、第1項第1号及び第2号の遊漁の場合は、組合の指定する遊漁証取扱所において納付」を「の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインサービスにおいて」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）前号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所

第8条第3項を削る。

第9条第1項中「別記様式第1号から第2号までに規定する遊漁承認証」を「次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインサービスにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）承認を受けた者の氏名、住所及び顔写真（承認期間が1年間の遊漁承認証に限る。）

（2）承認期間

- (3) 魚種
- (4) 漁具及び漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) 発行者名

第 9 条に次の 1 項を加える。

3 遊漁承認証の再交付はしない。

第 11 条第 2 項中「別記様式第 3 号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

様式を削る。

3 変更後の遊漁規則の施行期日

- (1) 2 の(1) 令和 7 年 12 月 1 日
- (2) 2 の(2)及び(3) 令和 8 年 1 月 1 日
- (3) 2 の(4) 令和 7 年 12 月 1 日
- (4) 2 の(5)及び(6) 令和 7 年 9 月 16 日
- (5) 2 の(7) 令和 7 年 12 月 1 日
- (6) 2 の(8) 令和 7 年 9 月 16 日

園芸畜産課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和 7 年 9 月 16 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
乗用電気軽自動車 17 台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名 称 長野県会計局契約・検査課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下 692-2
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 8 月 22 日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 日本カーソリューションズ株式会社 長野支店
 - (2) 所在地 長野市新田町 1137-5
- 5 落札金額
37,126,320 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札（政府調達）
- 7 入札公告を行った日
令和 7 年 7 月 28 日

契約・検査課